

新	旧
<p style="text-align: center;">完全週休2日制・週休2日制工事実施要領</p> <p>(目的)  <u>第1条</u> ”地域の守り手“である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けた取り組みの一つとして、発注者指定型の完全週休2日制、週休2日制工事を実施する。</p> <p><u>(用語の定義)</u>  <u>第2条</u> 本要領における用語は次のとおり定義する。  <u>休 工</u>：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態  <u>工事完了日</u>：完了届提出日  <u>完全週休2日取得率</u>：対象期間（第4条(1)イ）の全週間数に対する土曜日及び日曜日を休工とした週間数の割合  <u>休日取得率</u>：対象期間（第4条(1)イ又は第4条(2)イ）の全日数に対する休工日数（曜日及び理由にかかわらず休工した日）の割合  <u>港湾・漁港工事</u>：諸経費算定工種区分が、港湾・漁港工事（浚渫工事、構造物工事）又は港湾・漁港工事に係る海岸工事  <u>空港土木工事</u>：空港請負工事積算基準（国土交通省航空局）を適用する工事</p> <p>(対象工事)  <u>第3条</u> 愛知県建設局又は都市・交通局の発注工事で、<u>令和5年4月1日以降に契約する全ての工事を対象とする（工事の積算基準及び歩掛表を用いる委託業務を含む）</u>。ただし、<u>以下のいずれかに該当する工事は除く</u>。  (1) 公共建築工事費積算基準を適用する工事  (2) 著しく施工期間が短い工事  (3) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事  (4) 緊急の応急復旧工事  (5) 発注者が対象外とする作業を実施する期間が対象期間（第4条(1)イ及び第4条(2)イ）の大部分を占める工事</p>	<p style="text-align: center;">完全週休2日制・週休2日制工事実施要領</p> <p>(目的)  <u>第1条</u> <u>建設業界では、若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。このため、愛知県では、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業の週休2日への更なる普及に向けて取り組むこととする。</u></p> <p>(対象工事)  <u>第2条</u> 愛知県建設局又は都市・交通局の発注工事で、<u>設計書の単価適用日が令和4年10月1日以降の次に掲げる工事を対象とする</u>。ただし、<u>公共建築工事費積算基準を適用する工事は除く</u>。  <u>(1)発注者指定型</u>  <u>発注者が対象工事を指定することにより、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図り、週休2日の取組を促進するもので、現場条件等によって工期延期が生じかねない不確定要素が少なく、週休2日の確保が可能な工事を対象とする。</u>  <u>(2)受注者希望型</u>  <u>受注者自らが取り組むことにより、労働環境改善に向けた意識の向上を図るもので、発注者指定型以外の全ての工事を対象とする。ただし、災害復旧工事等発注者が週休2日制工事に適さないと判断した工事は除く。</u></p>

(形式)

第4条 形式は、次のとおりとする。

(1)完全週休2日制工事

完全週休2日制工事は、次の対象期間において休工対象日に休工を実施する。

イ 対象期間

契約締結日の翌日（フレックス工期を適用する場合は工事の始期）から工事完了日までとする。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は対象期間から除く。なお、やむを得ず非対象期間を設定する場合は、必要最小限とするものとし、非対象期間においても、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるように努めるものとする。

(イ) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間を含む。）

(ロ) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間）

(ハ) 夏季休暇（3日間）

(ニ) 年末年始休暇（6日間）

(ホ) 工場製作のみの期間

(ヘ) 施工開始日が、火曜日～土曜日の場合の、施工開始日を含む週

(ト) 施工完了日が、日曜日～木曜日の場合の、施工完了日を含む週

(チ) 工事全体を一時中止している期間

(リ) 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）

ロ 休工対象日

原則、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）とする。なお、地元条件により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週（土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日）で振替休工を取得した場合は休工と認めるものとする。

(2)週休2日制工事

週休2日制工事は、次の対象期間の全日数の28.5%（2/7）以上の日数の休工を実施する。なお、休工の曜日及び理由にかかわらず休工と認める。

イ 対象期間

第4条(1)イに同じ。

ロ 休工日の設定

(週休2日制の形式)

第3条 週休2日制の形式は、次に掲げるとおりとする。

(1)完全週休2日制工事

完全週休2日制工事は、次の対象期間において休工対象日に休工（現場事務所での事務作業も含め、作業を実施しない現場内の完全閉所をいう。なお、安全管理のための現場巡視や、現場見学会の実施、ボランティア活動等の地域貢献活動への参加等は現場内の完全閉所として取り扱うものとする。以下同じ。）を実施する。

イ 対象期間

契約締結日の翌日から工事完了日（完了届提出日）までとする。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は対象期間から除く。

(イ) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間を含む。）

(ロ) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日（完了届提出日）までの期間）

(ハ) 夏季休暇（3日間）

(ニ) 年末年始休暇（6日間）

(ホ) 工場製作のみの期間

(ヘ) 工事事務等による不稼働期間

(ト) 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間

ロ 休工対象日

原則、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）とする。なお、地元条件により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週（土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日）で振替休工を取得した場合は休工と認めるものとする。ただし、振替休工は、振替休工日の1週間前までに監督員と協議するものとする。また、天候（降雨・積雪等）により、土曜日又は日曜日に作業を行い、振替休工を取得した場合は休工と認めない。

(2) 週休2日制工事

週休2日制工事は、次の対象期間において休工対象日数の休工を実施する。

イ 対象期間

第3条(1)イに同じ。

ロ 休工対象日

休工の曜日及び理由にかかわらず休工した日とし、対象期間の全日数の28.5%（2/7）

建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1ヶ月単位で4週8休以上が達成できるように努めるものとする。また、毎月第2週・第4週については土曜日を休工としよう努めること。

(取組内容)

第5条 取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、特記仕様書の（施工条件の明示）において、以下のことを明示する。
  - ・ 本要領の対象工事であるか否か
  - ・ 対象工事の場合で、第4条(1)イ(リ)に該当する非対象期間を設定する場合はその内容
  - ・ 対象外工事の場合はその理由
- (2) 本要領の対象工事は、工事名の末尾に「(週休2日)」を追記する。
- (3) 発注者は、対象工事の当初設計において、4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行うとともに、変更設計時に休工状況の適用区分に応じて補正率を変更するものとする。
- (4) 対象工事の受注者は、契約後、完全週休2日制工事又は週休2日制工事（以下「週休2日制工事等」という。）のいずれかを選択し、施工計画書を提出するまでに、休工の取得計画及び非対象期間が分かるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。なお、施工開始後の形式の変更はできないものとする。
- (5) 対象工事の受注者は、第7条による取組証の発行を希望する場合は、工事完了日までに申し出ること。
- (6) 対象工事の受注者は、毎月5日までに工事打合簿により実施状況（休工日及び非対象期間を明示）を提出するものとし、監督員はこれを確認する。
- (7) 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。
- (8) 対象工事の受注者は、4週6休以上達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了検査日までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。

(工事成績評定)

第6条 工事成績評定については、次のとおりとする。

- (1) 完全週休2日制工事
- イ 完全週休2日制工事については、完全週休2日取得率が70%以上かつ、休日取得率が、28.5%（2/7）以上の場合、工事成績評定表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献等」において評価する。
- ロ 完全週休2日取得率の算出にあたっては、次の点に基づくこと（参考1参照）。
  - (イ) 日曜日から土曜日までを1週間として算出する。
  - (ロ) 非対象期間により、土曜日又は日曜日のいずれかが欠ける週は、0.5週間として算出する。

7) 以上の日数とする。ただし、毎月第2週については土曜日を休工としよう努めること。なお、天候（降雨・積雪等）により休工した日も、休工と認める。

(取組内容)

第4条 発注者指定型及び受注者希望型の実施工事の取組内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 発注者指定型の取組内容

- イ 受注者は、工事契約後、完全週休2日制工事又は週休2日制工事（以下「週休2日制工事等」という。）のいずれかの形式を選択するものとする。
- ロ 受注者は、施工計画書を提出するまでに形式を決定し、休工の取得計画が分かるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。なお、形式決定後の変更はできないものとする。
- ハ 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するものとする。その際、併せて非対象期間を明示するものとし、監督員は、これを確認する。
- ニ 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

(2) 受注者希望型の取組内容

- イ 受注者は、工事契約後、完全週休2日制工事、週休2日制工事又は週休2日制に取り組まないことのいずれかを選択するものとする。
- ロ 受注者は、週休2日制工事等に取り組む場合には、施工計画書を提出するまでに形式を決定し、休工の取得計画が分かるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。なお、形式決定後の変更はできないものとする。
- ハ 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するものとする。その際、併せて非対象期間を明示するものとし、監督員は、これを確認する。
- ニ 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

(工事成績評定)

第5条 工事成績評定については、次のとおりとする。

- (1) 完全週休2日制工事
- イ 完全週休2日制工事の実施工事については、対象期間（第3条(1)イ）の全週間数に対する土曜日及び日曜日を休工とした週間数の割合（以下「完全週休2日取得率」という。）が90%以上の場合、工事成績評定において評価する（別紙1参照）。
- ロ 完全週休2日取得率の算出方法は、次に掲げるとおりとする（参考1参照）。
  - (イ) 日曜日から土曜日までを1週間として算出する。
  - (ロ) 非対象期間により、土曜日又は日曜日のいずれかが欠ける週は、0.5週間として算出する。

(ハ) 土曜日及び日曜日のほか、休日の休工は、1日当たり休工の週0.5週間分として加算する。

(ニ) 施工開始日が月曜日の場合は、前日の日曜日を含めて第1週目とする。

(ホ) 施工完了日が金曜日の場合は、翌日の土曜日までを含めて最終週とする。

ハ 明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7. 法令遵守等 9. その他」の項目において、2点減ずる。

(2) 週休2日制工事

イ 週休2日制工事の実施工事については、休日取得率が、28.5%（2/7）以上の場合、工事成績評定表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献等」において評価する。

ロ 休日取得率の算出にあたっては、次の点に基づくこと（参考2参照）。

(イ) 施工開始日が月曜日の場合は、前日の日曜日を第1日目とする。

(ロ) 施工完了日が金曜日の場合は、翌日の土曜日を最終日とする。

ハ 明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7. 法令遵守等 9. その他」の項目において、2点減ずる。

（取組証の発行）

第7条 前条の規定により工事成績評定において評価した場合で、受注者が希望する場合は、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して週休2日制工事取組証（様式1）を発行するものとする。ただし、最終契約金額が1千万円未満の工事については、工事成績評定において評価した場合でも取組証は発行しない。

（週休2日の取得に要する費用の計上）

第8条 本要領の対象工事における経費の補正については、次のとおりとする。

(1) 港湾・漁港工事以外の工事については、次により補正を行うものとする。

(ハ) 土曜日及び日曜日のほか、休日の休工は、1日当たり休工の週0.5週間分として加算する。

(ニ) 施工開始日が、火曜日～土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。

(ホ) 施工完了日が、日曜日～木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。

ハ 工事成績評定は、工事成績評定表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献等」において評価する。なお、完全週休2日取得率が90%に満たない場合であっても工事成績の減点を行わない。

(2) 週休2日制工事

イ 週休2日制工事の実施工事については、対象期間（第3条(2)イ）の全日数に対する休工日数（曜日及び理由にかかわらず休工した日）の割合（以下「週休2日取得率」という。）が、28.5%（2/7）以上の場合、工事成績評定において評価する（別紙1参照）。

ロ 週休2日取得率の算出方法は、次に掲げるとおりとする（参考2参照）。

(イ) 施工開始日が、火曜日～土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。

(ロ) 施工完了日が、日曜日～木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。

ハ 工事成績評定は、工事成績評定表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献等」において評価する。なお、週休2日取得率が28.5%（2/7）に満たない場合であっても工事成績の減点を行わない。

（取組証の発行）

第6条 前条の規定により工事成績評定において評価した場合は、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して週休2日制工事取組証（様式1）を発行するものとする。ただし、最終契約金額が1千万円未満の工事については、工事成績評定において評価した場合でも取組証は発行しない。

（週休2日の取得に要する費用の計上）

第7条 週休2日制工事等の取り組みを推進するため、休工状況に応じて次により経費の補正を行うものとする。

(1) 週休2日制工事等の実施工事のうち、港湾・漁港工事（諸経費算定工種区分が、港湾・漁港工事（浚渫工事、構造物工事）又は海岸工事（港湾・漁港に係る海岸）の工事をいう。以下同じ。）以外の工事については、次により補正を行うものとする（別紙2参照）。

イ 休工状況の適用区分

休日取得率に応じ、休工状況の適用区分は、次のとおりとする。

<u>休日取得率</u>	<u>休工状況の適用区分</u>
<u>28.5%以上の場合</u>	<u>4週8休以上</u>
<u>25%以上 28.5%未満の場合</u>	<u>4週7休以上 4週8休未満</u>
<u>21.4%以上 25%未満の場合</u>	<u>4週6休以上 4週7休未満</u>
<u>21.4%未満の場合</u>	<u>4週6休未満</u>

ロ 補正率

それぞれの経費に次の補正係数を乗じるものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など、外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としない。

(空港土木工事以外の工事)

<u>休工状況の適用区分</u>	<u>4週6休以上 4週7休未満</u>	<u>4週7休以上 4週8休未満</u>	<u>4週8休以上</u>
<u>労務費</u>	<u>1.01</u>	<u>1.03</u>	<u>1.05</u>
<u>機械経費（賃料）</u>	<u>1.01</u>	<u>1.03</u>	<u>1.04</u>
<u>共通仮設費率</u>	<u>1.02</u>	<u>1.03</u>	<u>1.04</u>
<u>現場管理費率</u>	<u>1.03</u>	<u>1.04</u>	<u>1.06</u>

※市場単価の補正対象及び補正係数は別紙1による

(空港土木工事)

<u>休工状況の適用区分</u>	<u>4週6休以上 4週7休未満</u>	<u>4週7休以上 4週8休未満</u>	<u>4週8休以上</u>
<u>労務費</u>	<u>1.01</u>	<u>1.03</u>	<u>1.05</u>
<u>機械経費（賃料）</u>	<u>1.01</u>	<u>1.03</u>	<u>1.04</u>
<u>共通仮設費率</u>	<u>1.01</u>	<u>1.02</u>	<u>1.03</u>
<u>現場管理費率</u>	<u>1.01</u>	<u>1.03</u>	<u>1.04</u>

※市場単価の補正対象及び補正係数は別紙1による

イ 休工状況の適用区分

対象期間（第3条(1)イ及び同条(2)イ）の全日数に対する休工日数（曜日及び理由にかかわらず休工した日）の割合（以下「休工割合」という。）に応じて、休工状況の適用区分は、次に掲げるとおりとする。

(イ) 4週8休以上

休工割合が28.5%以上の場合

(ロ) 4週7休以上 4週8休未満

休工割合が25%以上 28.5%未満の場合

(ハ) 4週6休以上 4週7休未満

休工割合が21.4%以上 25%未満の場合

ロ 休工割合の算出方法

休工割合の算出方法は、次に掲げるとおりとする（参考1、2参照）。

(イ) 施工開始日が、火曜日～土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。

(ロ) 施工完了日が、日曜日～木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。

(ハ) 天候（降雨・積雪等）により休工した日は、休工と認める。

ハ 補正率

それぞれの経費に次に掲げる補正係数を乗じるものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など、外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としないものとする。

(イ) 4週8休以上

・労務費 1.05

・機械経費（賃料） 1.04

・共通仮設費率 1.04

・現場管理費率 1.06

・市場単価 補正対象及び補正係数は別紙3による

(ロ) 4週7休以上 4週8休未満

・労務費 1.03

・機械経費（賃料） 1.03

・共通仮設費率 1.03

・現場管理費率 1.04

・市場単価 補正対象及び補正係数は別紙3による

(ハ) 4週6休以上 4週7休未満

・労務費 1.01

・機械経費（賃料） 1.01

・共通仮設費率 1.02

・現場管理費率 1.03

・市場単価 補正対象及び補正係数は別紙3による

(2) 港湾・漁港工事については、次により補正を行うものとする（別紙2参照）。

イ 休工状況の適用区分

休工状況の適用区分は、次のとおりとする。

(イ) 4週8休以上

契約締結日の翌日以降最初の土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる土曜日、日曜日、休日、夏季休暇（土曜日、日曜日、休日以外の8月の3日間）及び年末年始休暇（土曜日、日曜日、休日以外の12月下旬から1月上旬の5日間）の日数分の休工日がある場合。なお、対象は工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までとする。

ロ 補正率

それぞれの経費に次の補正係数を乗じるものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など、外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としないものとする。

休工状況の適用区分	4週8休以上
労務費	1.05
機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

※市場単価の補正対象及び補正係数は別紙2による

ニ 補正方法等

(イ) 発注者指定型

当初設計から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じ、休工状況を確認後、最終変更設計時に休工状況の適用区分に応じて各経費を補正し、変更契約するものとする。

(ロ) 受注者希望型

休工状況を確認後、最終変更設計時に休工状況の適用区分に応じて各経費を補正し、変更契約するものとする。

(2) 週休2日制工事等の実施工事のうち、港湾・漁港工事については、次により補正を行うものとする（別紙4参照）。

イ 休工状況の適用区分

休工状況の適用区分は、次に掲げるとおりとする。

(イ) 4週8休以上

契約締結日の翌日以降最初の土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日（完了届提出日）まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる土曜日、日曜日、休日、夏季休暇（土曜日、日曜日、休日以外の8月の3日間）及び年末年始休暇（土曜日、日曜日、休日以外の12月下旬から1月上旬の5日間）の日数分の休工日がある場合。なお、対象は工事完了日（完了届提出日）直前の1期間の末日となる金曜日までとする。

ロ 補正率

それぞれの経費に次に掲げる補正係数を乗じるものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など、外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としないものとする。

(イ) 4週8休以上

- ・労務費 1.05
- ・機械経費（賃料） 1.04
- ・共通仮設費率 1.02
- ・現場管理費率 1.03
- ・市場単価 補正対象及び補正係数は別紙4による

ハ 補正方法等

(イ) 発注者指定型

当初設計から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を経費に乘じ、休工状況を確認後、4週8休に満たないものは、補正分を減額し、変更契約するものとする。

(ロ) 受注者希望型

休工状況を確認後、最終変更設計時に経費を補正し、変更契約するものとする。

(工事名)

(対象工事への変更)

第9条 第3条(1)又は(5)の理由で本要領の対象外とした工事に限り、契約後、受注者が対象工事に変更することを希望する場合は、変更協議を行い、対象工事とすることができる(ただし、このことによる工期延期は行わない)。なお、第3条(1)に該当する工事を対象工事とした場合は、第8条における補正率は、「建築工事における週休2日制促進工事試行要領 第5条(1)補正方法」に定められた補正率を使用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(適用日)

1 この要領は、平成30年10月1日から施行する。

(発注者指定型に関する経過措置)

2 省略

附 則

第8条 発注者指定型で発注する工事は、工事名の末尾に「(週休2日)」を追記する。

(特記仕様書)

第9条 発注者指定型及び受注者希望型で発注する工事は、特記仕様書に以下のとおり記載する。

(1) 発注者指定型

「第〇条 本工事は、土木工事標準仕様書に記載する完全週休2日制・週休2日制工事の発注者指定型の対象工事とする。詳細については「完全週休2日制・週休2日制工事実施要領」を参照すること。」

(2) 受注者希望型

「第〇条 本工事は、土木工事標準仕様書に記載する完全週休2日制・週休2日制工事の受注者希望型の対象工事とする。詳細については「完全週休2日制・週休2日制工事実施要領」を参照すること。」

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(適用日)

1 この要領は、平成30年10月1日から施行する。

(発注者指定型に関する経過措置)

2 要領第2条に規定する対象工事のうち、平成30年10月1日より前の単価を適用し、改正前の要領第7条の規定による補正(以下「旧補正」という。)を行っている工事の要領第7条の取り扱いは、次に掲げるとおりとする。

(1) 休工状況の確認により4週8休以上の達成が認められた場合

旧補正を要領第7条の規定に基づく補正に変更し、変更契約するものとする。

(2) 休工状況の確認により4週8休に満たない場合

旧補正分を減額し、変更契約するものとする。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。